

令和3年度 第1回 研修会 報告書

主 催：一般社団法人 三重県介護支援専門員協会 三四支部

日 時：令和3年6月17日 19時00分～21時00分

研修方法：Zoomによるオンライン研修

内 容：「令和3年度 介護報酬改定 Q&A」

講 師：四日市市役所 健康福祉部

参加者：会員51名・非会員 3名



四日市健康福祉部様より令和3年度報酬改定についてのQ&AをZoomのオンライン研修にて行いました。報酬改定ということで、皆様がご興味ある内容で会員51名、非会員3名と通常の参加人数より多くの方にご参加頂けた研修となりました。やはり今回の報酬改定で皆様が目まはされているBCP(業務継続計画)についての説明があり、実施後のアンケートでもBCP作成について再確認できたという意見や、もっと突っ込んだ作成の具体的方法の研修を期待するという意見もありました。

また、令和3年8月からの食費や負担限度額の基準等の変更についても再確認できました。

<食費・部屋代の負担軽減の判定基準について>

令和3年8月から、食費や負担限度額の基準等が一部変わります

負担軽減の対象となるのは、次のいずれにも該当する人です。

| | |
|------|---|
| 所得要件 | 下記ご参照ください。(利用者負担 第1段階～第3段階②) ※住民税非課税世帯でも別世帯の配偶者が住民税課税の場合は、対象外です。 |
| 資産要件 | 第1段階：預貯金等が単身 1,000万円、夫婦 2,000万円以下 |
| | 第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦 1,650万円以下 |
| | 第3段階①：預貯金等が単身 550万円、夫婦 1,550万円以下 |
| | 第3段階②：預貯金等が単身 500万円、夫婦 1,500万円以下 |

※申請の際、申請日の直前直後として2か月前までの通帳等の写しの添付が必要になります。
※負債(借入金・住宅ローンなど)は預貯金等から差し引いて計算しますので、借入金等がある場合は借入証書などの写しも添付してください。
※不正に負担軽減を受けた場合には、給付額の返還に加え、加算金(給付額の最大2倍)が課せられる場合があります。

令和3年8月利用者分から

《各段階の対象者(所得要件)》

| | |
|-------|--|
| 第1段階 | ●世帯全員が市民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の人 ●生活保護を受給している人 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人 |
| 第3段階① | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 |
| 第3段階② | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入額+非課税年金収入額が120万円を超える人 |

《各段階の負担限度額》

| 利用者負担段階 | 1日あたりの居住費(滞在費) | | | | 1日あたりの食費 | |
|-------------|----------------|-------------|--------------------|----------------|----------|----------|
| | ユニット型個室 | ユニット型個室の多居室 | 従来型個室 | 多居室 | 施設サービス | 短期入所サービス |
| 利用者負担 第1段階 | 820円 | 490円 | 490円 (320円) | 0円 | 300円 | 300円 |
| 利用者負担 第2段階 | 820円 | 490円 | 490円 (420円) | 370円 | 390円 | 600円 |
| 利用者負担 第3段階① | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円 (820円) | 370円 | 650円 | 1,000円 |
| 利用者負担 第3段階② | | | | | 1,360円 | 1,300円 |
| 基準費用額 | 2,006円 | 1,668円 | 1,668円 (1,171円) | 377円 (855円) | 1,445円 | 1,445円 |

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額です。

(裏面もご覧ください)

資産要件の「預貯金等」とは以下の数と見做ります。

| 「預貯金等」に含まれるもの | 確認の要 非課税世帯に該当して欲しい |
|------------------------------------|---|
| 預貯金(普通・定期など) | 通帳や印字済の控え等、印字済の通帳の写し(印字済の写し)による「残高」の記載があるもの(印字済の写し) |
| 投資証券(株式、債券、円内債、外債など) | 証券会社や信託会社の発行した「証券」の写し等 |
| 金・銀(持ち寄り等)など、購入済の印字済の通帳の写し(印字済の写し) | 購入済の印字済の写し(ウェブサイトの写し等) |
| 預金債 | 銀行、信用組合、信用金庫等の発行した「預金債」の写し等 |
| 信託債 | 銀行、信用組合、信用金庫等の発行した「信託債」の写し等 |
| タンス預金(現金) | 印字済 |

※法定继承、遺贈、贈与、寄附金及び信託財産の所得が課税されない場合は、利息、配当金、電利など「預貯金等」に含まれません。

食費・居住費(部屋代)の利用者負担段階の判定に用いる収入には、差戻年金(遺族年金と障害年金)収入も含めて判定します。

「差戻年金」とは

国民年金、厚生年金、共済年金の各別に応じた遺族年金・障害年金を指し、具体的には、年金振替簿から送付される振込通知書、支給決定書、年金通知書等に「差戻」や「戻金」が印字された年金(遺族年金、障害年金など)の振込、および「遺族」「障害」「年金」等と印字された年金(遺族年金として年金の名称と異なります)。

※上記に該当しない年金の振込、専業主婦年金、退職金、退職一時金、退職金等については、別添付の「差戻年金」として判定されません。

※例) 令和3年7月利用者分まで

《各段階の対象者(所得要件)》世帯全員が、単身1,000万円、夫婦2,000万円以下

| | |
|------|--|
| 第1段階 | 世帯全員が市民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の人、または生活保護を受給している人 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 |

《各段階の負担限度額》

| 利用者負担段階 | 1日あたりの居住費(滞在費) | | | | 1日あたりの食費 | |
|-------------|----------------|-------------|--------------------|----------------|----------|----------|
| | ユニット型個室 | ユニット型個室の多居室 | 従来型個室 | 多居室 | 施設サービス | 短期入所サービス |
| 利用者負担 第1段階 | 820円 | 490円 | 490円 (320円) | 0円 | 300円 | 300円 |
| 利用者負担 第2段階 | 820円 | 490円 | 490円 (420円) | 370円 | 390円 | 600円 |
| 利用者負担 第3段階① | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円 (820円) | 370円 | 650円 | 1,000円 |
| 利用者負担 第3段階② | | | | | 1,360円 | 1,300円 |
| 基準費用額 | 2,006円 | 1,668円 | 1,668円 (1,171円) | 377円 (855円) | 1,445円 | 1,445円 |

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額です。

負担軽減の判断基準が変更になりました

預貯金が単身 1000万円

夫婦で2000万円

第3段階の1日あたりの食費負担

| | 施設サービス | 短期入所 |
|-------|--------|-------|
| 第3段階① | 650円 | 1000円 |
| 第3段階② | 1360円 | 1300円 |